

定期積金

(2020年1月6日現在)

1. 商品名	○定期積金(スーパー積金)
2. 販売対象	○法人および個人
3. 期間	○6ヶ月以上5年以下
4. 払込	
(1)払込方法	○定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
(2)払込金額	○1,000円以上
(3)払込単位	○1円単位
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息 (給付補填金)	
(1)適用金利	○固定金利 ○契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
(2)給付補填金の支払方法	○給付補填金は満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	○給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。
7. 税金	○個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (マル優は利用できません。) *平成25年1月1日～平成49年12月31日までの間は復興特別所得税が課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ○法人は総合課税となります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	○個人の方には「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年1.0%上乗せした利率) ○普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前にご解約される場合は上記の金利は適用されず、次の①・②の期限前解約利率(小数点第3位以下切捨て)により利息相当額を計算し、この積金のお掛込相当額とともにお支払いします。 ① 初回の掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 ⇒解約日の普通預金利率 ② 初回の掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 ⇒解約日の普通預金利率を下限とし、約定利率×60%
11. 金利情報の入手方法	○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。

<p>12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課(9時～17時、フリーダイヤル0120-301-865)にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>○お掛込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り(年365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。</p> <p>○満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>